

「電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案等」
に対する意見及びその考え方

意見募集期間：令和元年9月28日（土）～同年10月28日（月）（案件番号：145209391）
再意見募集期間：令和元年10月31日（木）～同年11月13日（水）（案件番号：145209417）

<意見提出者の一覧>

（敬称略）

意見提出者	再意見提出者
一般社団法人テレコムサービス協会	—
株式会社オプテージ	KDDI株式会社
株式会社インターネットイニシアティブ	—
株式会社NTTドコモ	KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 Wireless City Planning株式会社
KDDI株式会社	ソフトバンク株式会社 Wireless City Planning株式会社
ソフトバンク株式会社	KDDI株式会社
Wireless City Planning株式会社	
個人A～個人D（4者）	—
—	個人A、個人E（2者）

1. 総論

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-1	再意見 1-1	考え方 1-1	
<p>今般の電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案等については、接続料の算定に関する研究会第三次報告書（令和元年9月25日公表）における「移動通信における将来原価方式による接続料算定の在り方」を踏まえたものであり、賛同いたします。</p> <p>第二種指定電気通信設備制度における将来原価方式の導入は、MVNOの事業運営上大きなウエイトを占める接続料に関し、MVNOにおける予見性の向上等が大いに期待でき、ひいてはモバイル市場の健全な競争環境の確保に資するものと考えます。</p> <p>その点、令和2年度に適用される接続料から将来原価方式による算定がなされ、またMVNOに対して適切な時期に必要な情報開示が実施されるよう、速やかに本案にて省令等が改正されることを希望いたします。</p> <p>加えて、運用開始後も、審議会等での検証や生じた課題に対する検討等を継続的にまた可能な限りオープンに実施頂きながら、適宜必要な見直しを行って頂くようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	—	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今般の将来原価方式の導入により、MVNOにおける接続料の予見性が向上する等、モバイル市場におけるMNOとMVNOとの公正競争の一層の促進が図られることになると考えます。</p> <p>速やかに省令等を改正すべきとの御指摘については、御指摘のとおり、総務省において、所要の手続きを速やかに進めることが適当と考えます。</p> <p>検証を継続的にまた可能な限りオープンに実施すべき等との御指摘については、接続料の算定に関する研究会第三次報告書（以下「接続料研究会第三次報告書」という。）の指摘を踏まえ、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（以下「MVNOガイドライン」という。）」に記載されているとおり、総務省において、予測値の算定方法を毎年度継続的に検証する等の取組を着実に実施していくことが適当と考えます。</p>	無
意見 1-2	再意見 1-2	考え方 1-2	
<p>弊社から申し上げていた「将来原価方式の導入等」について、迅速に対応いただき感謝申し上げます。「データ伝送交換機能の接続料」の予見性向上等が進めば、MVNOが経営資源をより積極的に事業展開に活用でき、魅力的なサービスの開発や品質・サポートの向上等、利用者利便の向上が期待できるため、省令案等に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	—	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今般の将来原価方式の導入により、MVNOにおける接続料の予見性が向上し、モバイル市場におけるMNOとMVNOとの公正競争の一層の促進が図られることになると考えます。</p>	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-3	再意見 1-3	考え方 1-3	
<p>「接続料の算定に関する研究会 第三次報告書(案)」に関する当社意見にて記載のとおり、MNOとMVNOの公正競争を一層促進させることを目的に、MVNOの更なるキャッシュフロー負担の軽減及び予見性の向上という観点から、将来原価方式を導入するにあたっては、モバイル市場の熾烈な競争環境において将来の費用や需要を合理的に予測することは困難であることに十分留意いただき、接続料が「適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」が確保され、実際にかかった費用を全額回収するという現行ルールを考え方を逸脱しないことを大前提としつつ、事業者の過度な負担とならない制度としていただきたいと思います。</p> <p>【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>左記、NTTドコモ殿の意見のとおり、接続料が「適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」が確保され、実際にかかった費用を全額回収するという現行ルールを考え方を逸脱しないことを大前提としつつ、実際に適用されることのない2年度先、3年度先の予測値の算定を不要とするなど、事業者の過度な負担とならない制度としていただきたいと思います。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>費用を全額回収できるようにすべきとの御指摘については、接続料研究会第三次報告書を踏まえ、最終的には、実績値により算定された接続料により精算することとしています。</p> <p>事業者の過度な負担とならない制度とすべきとの御指摘については、具体的な予測値の算定方法については、まずは、二種指定事業者の判断に委ねることとする等の措置が講じられているものと承知しています。</p> <p>なお、複数年度の将来予測は不要である旨の御指摘については、MVNOの事業運営において大きなウエイトを占める接続料支払額の中期的な見通しが示されることは、MVNOが毎年度の事業戦略を策定する上で極めて有用であり公正競争促進にも資すると考えられるため、二種指定事業者において一定の作業負担が生じるとしても、将来原価方式による接続料の算定期間を3年とすることが適当と考えます。</p>	無

2. 第二種指定電気通信設備接続料規則の改正案

(1) 改正案全体

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 2-(1)-1	再意見 2-(1)-1	考え方 2-(1)-1	
<p>5G-NSAにおける接続料の算定は、10月21日の「モバイル市場の競争環境に関する研究会(第19回)」でも、構成員より5G単独で計算した場合に5Gの当初の接続料が高くなる可能性があるとの発言があり、現時点ではその正否、およびその水準を予測するに足る情報をMVNOで持ち得ていないことを懸念しております。</p> <p>5Gの接続料が将来原価方式に際してどのような影響</p>	—	<p>5G導入当初における接続料について議論を尽くすべきとの御指摘については、総務省「モバイル市場の競争環境に関する研究会(以下「モバイル研究会」という。)」において当該接続料の算定方法について検討がなされているものと承知しており、同研究会において、5Gに係る接続料がMVNOの事業運営に与える影響等も踏まえて検討が行われるものと考えます。</p>	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>があるのか、引き続き同研究会において、5G接続料のMVNOへの賦課にかかる考え方について議論が尽くされ、またMVNOに十分な情報開示がなされることを要望します。</p> <p>その議論に当たっては、既存のMVNOの4Gの事業運営およびその接続料に影響が及ばないことが当然と考えます。</p> <p>【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>			

(2) 第6条 (将来原価方式の算定期間関係)

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見2-(2)-1	再意見2-(2)-1	考え方2-(2)-1	
<p>改正案のとおり、「将来原価方式に係る接続料の算定期間は3年」とし、「予測接続料は、3事業年度分を、適用される事業年度ごとに区分して、設定する」ことを毎年度行うことについて賛同いたします。</p> <p>接続料がMVNOの事業運営において大きなウエイトを占めるなか、合理的に算定された3年先までの接続料を、毎年把握できることは、MVNOが事業見通しを立てるうえで、極めて有用であります。また、二種指定事業者にて、状況変化等を適時に反映し毎年3年分の接続料を算定頂くことは、MVNOが独自に想定するよりも、はるかに精度が高いと考えられるため、MVNOにおいて、より現実的な計画に基づく事業運営が可能になるうえ、MNOとMVNOとのイコールフットINGの観点からも望まれるものと考えております。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	—	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>将来原価方式に係る接続料が、毎年度、3年度分算定されることで、MVNOの事業運営において大きなウエイトを占める接続料支払額の中期的な見通しが示され、モバイル市場におけるMNOとMVNOとの公正競争の一層の促進が図られることになると考えます。</p>	無
意見2-(2)-2	再意見2-(2)-2	考え方2-(2)-2	
MNOは最新の情報、将来の見通しを踏まえ設備投資	—	上記「考え方2-(2)-1」と同様です。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>額、費用、需要を常に予測していると考えられるところ、改正案の通り、「3年度分の接続料の算定を毎年度行うこと」は、MNOとMVNOで同等の予見性を確保することに資すると考えますので賛同いたします。</p> <p>【株式会社オプテージ】</p>			
意見2-(2)-3	再意見2-(2)-3	考え方2-(2)-3	
<p>将来原価方式による接続料の算定期間が3年となることに賛同します。</p> <p>接続料はMVNOの事業運営において大きなウェイトを占めるため、3年という中期的な接続料が見通せるようになること及び毎年度その見通しが更新されていくことは、MVNOの事業計画策定の観点から必要であるものと考えます。</p> <p>【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	—	上記「考え方2-(2)-1」と同様です。	無
意見2-(2)-4	再意見2-(2)-4	考え方2-(2)-4	
<p>モバイル市場は、複数の事業者による競争の最中にあり、技術の進展が早く、経済情勢や消費動向等の影響を大きく受けることから、将来原価方式算定に必要な将来のコストや需要予測の精緻化は困難な状況です。</p> <p>また、複数年度の将来予測をする場合には、不要な算定コストの増大と算定対象期間の長期化を招きますが、不確定要素がより多く入ってくるため、精度の高い算定は期待できないばかりか、2年度先、3年度先の予測値は実際に適用されることもありません。</p> <p>結果的に乖離が大きくなった場合、MVNOにおける予見性向上に寄与しないばかりか、かえって混乱を招く虞があるため、事業者の過度な負担とならないように、将来原価方式での算定期間は「一年」にすべきと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>KDDI殿の意見に賛同します。</p> <p>複数事業者間でのサービス競争や新技術の導入、通信と端末の完全分離や解約金の上限導入等、環境変化の大きいモバイル事業においては、複数年度の予測が困難であり、却ってMVNOの予見性を損なう懸念が存在するため、将来原価方式による接続料算定期間は直近の1年度分のみとすることが適切と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】</p>	<p>複数年度の将来予測は不要である旨の御指摘については、MVNOの事業運営において大きなウェイトを占める接続料支払額の中期的な見通しが示されることは、MVNOが毎年度の事業戦略を策定する上で極めて有用であり公正競争促進にも資すると考えられるため、二種指定事業者において一定の作業負担が生じるとしても、将来原価方式による接続料の算定期間を3年とすることが適当と考えます。</p>	無

(3) 第13条(将来原価方式の対象機能関係)

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見2-(3)-1	再意見2-(3)-1	考え方2-(3)-1	
<p>将来原価方式により算定する接続料の対象について、データ伝送交換機能のうち「回線容量単位接続料」と「回線数単位接続料」の2つとすることに賛同します。</p> <p>【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	—	賛同の御意見として承ります。	無
意見2-(3)-2	再意見2-(3)-2	考え方2-(3)-2	
<p>改正案のとおり、「データ伝送交換機能(回線容量単位接続料及び回線数単位接続料)について、将来原価方式により算定する接続料(予測接続料)及び実績原価方式により算定する接続料(精算接続料)を設定する」ことに賛同します。</p> <p>なお、回線数単位接続料については、以下の観点から、将来原価方式による算定の対象とすることが必要との考えですので、申し添えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IoT利用等、小容量しか使用しない、取扱うトラヒックの小さい事業者においては、接続料支払額における回線数単位接続料の占める割合が高いと考えられるところ、当該事業者にとって回線数単位接続料は重要なコスト指標であり、その予見性が高まることは、事業運営上有益である ・例えば、IoT利用が進むことで回線数がこれまで以上に飛躍的に伸び、回線数単位接続料が大きく変動するといったことが想定されるなど、MVNOにおいて予見性が十分確保できているとは言い難い <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	—	上記「考え方2-(3)-1」と同様です。	無
意見2-(3)-3	再意見2-(3)-3	考え方2-(3)-3	
<p>データ伝送交換機能のうちの回線管理に係る接続料(第四条第二項第二号に掲げる部分)については、これまでもほとんど変動せず、場合によっては値上げとな</p>	<p>KDDI株式会社殿(以下、「KDDI殿」とします)の意見に賛同します。</p> <p>そもそも、本省令改正が、算定期間や頻度、対象機能</p>	<p>回線管理に係る接続料は将来原価方式に馴染まないとの御指摘については、特に取扱うトラヒックの小さいMVNOにとっては重要なコスト指標であって、その予</p>	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>っていることから、将来原価方式による接続料算定に馴染まないと考えます。このため、将来原価方式の採用は、データ伝送交換機能のうちの回線容量に係る接続料（第四条第二項第二号に掲げる部分）に限定するべきと考えます。</p> <p>モバイル市場は、複数の事業者による競争の最中にあり、技術の進展が早く、経済情勢や消費動向等の影響を大きく受けることから、将来原価方式算定に必要な将来のコストや需要予測の精緻化は困難な状況です。</p> <p>また、複数年度の将来予測をする場合には、不要な算定コストの増大と算定対象期間の長期化を招きますが、不確定要素がより多く入ってくるため、精度の高い算定は期待できないばかりか、2年度分、3年度分の予測値は実際に適用されることもありません。</p> <p>結果的に乖離が大きくなった場合、MVNOにおける予見性向上に寄与しないばかりか、かえって混乱を招く虞があるため、事業者の過度な負担とならないように、将来原価方式での算定期間は「一年」にすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>等、過剰な規制コストを生じ得るルールであるにも係らず、MNOの運用実態等を踏まえた各種提案や要望、MNOの負担増が殆ど考慮されずに見直すこととなった経緯もあることから、MNOにおける運用面の課題や、実質的なMVNOへの事業影響の観点で、将来原価方式の採用範囲を「データ伝送交換機能のうちの回線容量に係る接続料」に限定する方向で見直しして頂くよう強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】</p>	<p>見性が高まることは、事業運営上有益と考えられ、将来原価方式による算定の対象とすることが適当と考えます。</p> <p>複数年度の将来予測は不要である旨の御指摘については、MVNOの事業運営において大きなウエイトを占める接続料支払額の中期的な見通しが示されることは、MVNOが毎年度の事業戦略を策定する上で極めて有用であり公正競争促進にも資すると考えられるため、二種指定事業者において一定の作業負担が生じるとしても、将来原価方式による接続料の算定期間を3年とすることが適当と考えます。</p>	

3. その他

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見3-1	再意見3-1	考え方3-1	
<p>「MNO（移動体通信事業者）」が独占している既得権益でのSIMカードのロックを解除すれば、「MVNO（仮想移動体通信事業者）」の参入が容易に成る構造と、私し個人は思います。具体的には、全体的なバランスを考えますと、「NTT東日本」及び「NTT西日本」が独占している既</p>	—	今後の検討の参考とさせていただきます。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>得権益での「FTTH（光ファイバー）」及び「CATV（ケーブルテレビ）」が「トラフィック（回線混雑）」を招く構造だと思いますので、「NTT西日本」及び「NTT東日本」をバランス良く廃止して行く事が先決と、私は考えます。要するに、総務省が「運用及び管理」している古い構造での「NHK（日本放送協会）」が独占している既得権益での「衛星衛星回線（サテライトシステム）」における「4K・8K」が独占されると思いますので、「NHK（日本放送協会）」を廃止して行く事が先決と、私は思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>			
意見3-2	再意見3-2	考え方3-2	
<p>光ケーブル通信サービスに関しても携帯・スマホ同様、更なる競争を促し、料金の低廉化を図るべき。現状、マンションと戸建で料金差が大きい。</p> <p>契約途中で解約した場合の違約金（契約解除料）も、モバイル同様に低廉化を図る必要があるものと思われる。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	—	今後の検討の参考とさせていただきます。	無
意見3-3	再意見3-3	考え方3-3	
<p>通信契約者のない人がSIMロック解除を行う際に、auやSoftBankでは店舗で手数料を支払って行う方法しか用意されていない為、48回分割プランで通信契約無しで端末を購入した場合や、中古端末を購入した際には、SIMロック解除する際、必ず店舗へ出向いて手数料を支払う必要があるのが、金銭面や時間や手間が掛かり負担に感じる。</p> <p>中古端末の利用拡大には通信契約のある人と同様に気軽にWebサイト上での無料での解除が出来る様、義務付ける必要があるのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人C】</p>	—	今後の検討の参考とさせていただきます。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 3-4	再意見 3-4	考え方 3-4	
<p>特定されれば首が飛ぶため匿名で失礼します。 携帯キャリアショップで働いているものです。</p> <p>さて、携帯ショップに細かく膨大なノルマがあるのは皆さん周知の通りですが、通常の営業職と異なり、基本的にはキャリア様（ドコモ、au、ソフトバンク）からそれが下りてきます。</p> <p>そこで キャリア様側はあくまで指標だとおっしゃいますが、これは実質的に強制です。 付帯率や達成率が悪いと店舗運営に必要な不可欠な支援金がなくなり、施策も一切なくなります。 施策やキャンペーンがない店舗で誰が契約をするでしょうか。</p> <p>また、これはどうかと思うのですが、例えば今年の9月度などはなんとキャリア様から「機種変更のお客様に新規SIMカードのみを販売して欲しい。例え使用者が居なくても。最悪短期で解約してもらってもいい」と指示がありました。</p> <p>これってどうなのでしょう。</p> <p>私達も不要なプランやオプション、不要なタブレットやコンテンツなど、お客様に強制したくはないのです。しかし、そうしなければやっていけない現状があります。</p> <p>キャリア様は、携帯ショップで何か問題が起こるたび「私達は関係ない」とのスタンスを取り、代理店が責任を取らされます。</p>	—	今後の検討の参考とさせていただきます。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>しかし、それを強制しているのはキャリア様です。 ドコモ、au、ソフトバンクどれも同じです。 しかし、誰も「キャリア様絶対正義」の現状に声を上げません。 明らかにキャリア様の立場が上すぎる。</p> <p>どうかこの現状をご理解いただき、何か対策を講じていただけないでしょうか。 せめてオプションやコンテンツの強制だけでも排していただけると 私達もお客様も納得できると思います。 何卒宜しくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【個人D】</p>			
意見 3-5	再意見 3-5	考え方 3-5	
—	<p>SIMカードのロックを解除する構造では、SIMカードの意味と価値を明確にするべき事と、私し個人は思います。具体的には、「MNO（移動体通信事業者）」が既得権益での独占しているSIMロックを解除すれば、「MVNO（仮想移動体通信事業者）」及び「MVNE（仮想移動体サービス提供者）」が参入が出来る構造と、私は考えます。例えばですが、SIMロックを解除すれば、「ユーザー側（利用者側）」が「通話代、データ通信代、端末代」等を区別が付けられるので、「キャンペーン側（企業側）」は、「ユーザー側（利用者側）」が携帯電話の端末の購入時に対し、「キャッシュ払い（現金一括払い）、クレジットカード払い（カード一括払い）、銀行口座の引き落とし払い（分割払い）」等で、「ユーザー側（利用者側）」の「信用（クレジット）」を区別を付ければ良い構造と、私は考えます。要約すると、「NTT東日本」及び「NTT西日本」が既得権益で独占している「DSL系（電話局の回線）」の「固定電話の回線」及び「固定FAXの回線」にお</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>ける「VDSL」及び「ADSL」を廃止し、未来に対し、主力に成るとされる「有線LAN及び無線LAN」における「FTTH（光ファイバー）」及び「CATV（ケーブルテレビ）」をバランス良く導入して行く事が望ましい構造と、私は考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>		
意見3-6	再意見3-6	考え方3-6	
—	<p>日本放送協会に関する意見（本改正案に対する意見ではないと思われるため省略します。）</p> <p style="text-align: right;">【個人E】</p>	<p>本案に対する意見ではないと思われるため、担当部署に適切に情報提供がなされることが適切と考えます。</p>	無

(参考) 諮問事項以外の改正規程
に対する意見及びその考え方

4. 電気通信事業法施行規則の改正案

○第23条の9の3第2項（接続料の届出時期関係）

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見4-1	再意見4-1	考え方4-1	
<p>接続料の届出時期に関し、改正案のとおり、精算接続料は「事業年度経過後9月以内（12月末まで）」、予測接続料は「事業年度経過後11月以内（2月末まで）」とし、電気通信事業法施行規則において明確に期限を規定することに賛同いたします。</p> <p>接続料の届出時期については、当委員会より、以下のように早期化等を強く要望していたところであり、それを考慮頂いたものとして感謝申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次年度に適用される接続料の届出について、二種指定事業者における、より最新の予測値が反映されつつ、一定程度MVNOの予見性を確保できるタイミング（第4四半期の早い段階） ・精算に用いられる実績値の算出については、MVNOにおける当年度の業績予想や予算執行を修正できるタイミング（第3四半期の早い段階） <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	—	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今般の将来原価方式の導入に伴い、接続料の算定期間の早期化が図られることにより、MVNOの予見性が向上し、モバイル市場におけるMNOとMVNOとの公正競争の一層の促進が図られることになると考えます。</p>	無
意見4-2	再意見4-2	考え方4-2	
<p>精算接続料は毎年12月末までに、予測接続料は毎年2月末までにそれぞれ届出されることに賛同します。</p> <p>二種指定事業者からの情報開示時期の早期化・明確化が実現することは、MVNOの事業計画策定の観点から必要であるものと考えます。</p> <p>【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	—	上記「考え方4-1」と同様です。	無
意見4-3	再意見4-3	考え方4-3	
<p>省令案の通り、予測接続料や精算接続料の届出時期を明確化することに賛同いたします。</p> <p>特に、精算接続料の届出時期を早期化することにより、MVNOが将来の見通しを踏まえたサービス開発計画</p>	—	上記「考え方4-1」と同様です。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
の策定や、別事業への資金有効活用等といった経営上のメリットを得ることができ、利用者利便の向上も期待できると考えます。 【株式会社オプテージ】			
意見 4-4	再意見 4-4	考え方 4-4	
将来原価方式による予測接続料算定に加え、予測と実績の乖離の調整に必要となる実績原価による精算接続料の算定も必要となってくるなど、単純に倍の算定作業を要することから、届出期限については、努力目標という位置付けに留め、柔軟な運用がされるべきと考えます。 【KDDI株式会社】	KDDI殿の意見に賛同します。 実績値の算定を実施している現状においても、各種算定プロセスの積み上げにより、毎年度年明けまで算定期間に要しているところ、来年度以降は将来予測値を毎年度算定することとなる点を踏まえれば、作業工数や算定上の複雑性が大幅に増すことが容易に想定されることから、毎年12月、2月末等までの算定は現時点で確約できません。 将来原価方式の算定立ち上げ時期であることや、そもそも将来原価に基づく予測値の算定を導入するのであれば、それによってMVNOの予見性は確保できることから、MNOの負担が急激に増大するという実情もご理解頂き、算定期間について、少なくとも当面の間は目標の位置づけとして頂くことを強く要望します。 【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】	届出時期については努力目標とすべきとの御指摘については、従来、年度末となっている接続料の算定期間について、MVNOの予見性を確保し、公正競争を確保する観点から、確実に早期化することが適当と考えます。	無

5. 平成28年総務省告示第107号の一部を改正する告示案（MVNOへの情報開示関係）

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 5-1	再意見 5-1	考え方 5-1	
改正案のとおり、「開示の請求があった者に開示する情報に、①原価、利潤及び需要における実績に対する予測の比率②予測値の具体的な算定方法」を追加し、また「需要の対前年度について、毎事業年度経過後6月以	—	賛同の御意見として承ります。 今般の将来原価方式の導入に伴い、予測値の算定方法等の情報開示により、MVNOの予見性が向上し、モバイル市場におけるMNOとMVNOとの公正競争の一層の促進	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>内に更新する」よう改めることに賛同いたします。</p> <p>これは、MVNOにおける予見性等がさらに高まるとともに、ステークホルダーに対する説明が可能になる等、MVNOの事業運営上、有益な措置であると考えます。</p> <p>なお、開示頂く情報については、今回の措置の趣旨・目的に鑑み、できる限り具体的な記載、粒度の細かい数値であることが望まれますので、十分配慮頂くようお願いいたします。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>		<p>が図られることになると考えます。</p> <p>開示される情報について、できる限り具体的な記載とすべきとの御指摘については、総務省において、情報開示の状況を注視していくことが適当と考えます。</p>	
意見5-2	再意見5-2	考え方5-2	
<p><第2条></p> <p>二種指定事業者への開示請求があった場合の開示情報に「原価、利潤及び需要における実績に対する予測比率」と「予測値の具体的な算定方法」の2つが追加されたことに賛同します。</p> <p>いずれの情報も、MVNOの事業計画策定の観点から必要であるものと考えます。</p> <p><第3条></p> <p>二種指定事業者への開示請求があった場合の開示情報のうち、「需要の前年度対比」の更新時期が毎年9月末までとなることに賛同します。</p> <p>需要の対前年度比の情報開示は、予見性確保の観点から必要であるものと考えます。</p> <p>【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	—	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今般の将来原価方式の導入に伴い、予測値の算定方法等の情報開示により、MVNOの予見性が向上し、モバイル市場におけるMNOとMVNOとの公正競争の一層の促進が図られることになると考えます。</p>	無

6. MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改定案

(1) 総論

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見6-(1)-1	再意見6-(1)-1	考え方6-(1)-1	
<p>MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインを改正し、「予測値の算定の考え方」「予測値の算定方法の検証」「予測と実績の乖離の理由に係る情報提供」に関する事項を規定することについて賛同いたします。</p> <p>なお、「予測と実績の乖離の理由に係る情報提供」に関して、「二種指定事業者において、自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うことが望ましい」とされているところ、MVNOからの要望等に対し、二種指定事業者が適時適切に対応しているか等について、総務省においても注視頂くとともに、問題があると判断される場合には必要な措置を講じて頂くようお願いいたします。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	—	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>総務省において注視すべきとの御指摘については、御指摘のとおり、総務省において、今後の情報提供の状況を注視していくことが適当と考えます。</p>	無

(2) 「コ」将来原価方式を用いた算定 b 算定方法（予測値の算定の考え方関係）

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見6-(2)-1	再意見6-(2)-1	考え方6-(2)-1	
<p>ガイドライン改正案の通り、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映することに賛同いたします。接続料はMVNOの事業構造上非常に大きなウェイトを占めるものであることから、予測と実績の差額が大きくなるよう措置することが必要と考えられるところ、改正案はこれらに資するものと考えます。</p>	—	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
【株式会社オプテージ】			
意見6-(2)-2	再意見6-(2)-2	考え方6-(2)-2	
<p>ガイドライン改定案に賛同します。</p> <p>「予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることとなることから、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるようにすることが重要である。また、MVNOと二種指定事業者の公正競争確保の観点からは、二種指定事業者が用いている情報と同様の情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすること、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることが重要である。」とガイドラインに明文化いただいたことは将来原価方式の運用に当たり、適切であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	—	賛同の御意見として承ります。	無
意見6-(2)-3	再意見6-(2)-3	考え方6-(2)-3	
<p>予測値算定の考え方として、接続料算定に適切に反映することが望ましいとされている「算定時点において判明している接続料に影響を与え得る要素」として、加速償却・除却・減価償却方法の変更等会計方針及び会計基準の変更等が例示されておりますが、インサイダー情報となりうる極めて秘匿性の高い情報については、可能な範囲で対応するものと理解しております。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>KDDI殿の意見に賛同します。</p> <p>将来原価の算定において、秘匿性が高く非公表の情報利用に関しては、モバイル競争環境において公正競争を阻害する可能性があることから、可能な範囲での対応とすることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】</p>	<p>予測値の算定に当たっては、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められると考えます。なお、MVNOからの求めに応じ、具体的な予測値の算定方法の情報開示を実施する場合における情報の取り扱いについては、二種指定事業者において適切に判断するものと考えますが、改正の趣旨も踏まえ、合理的な根拠があるものに限り非開示とすべきと考えます。</p>	無

(3)「コ」将来原価方式を用いた算定 ◦ MVNOへの情報提供」(予測と実績の乖離の理由に係る情報提供関係)

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見6-(3)-1	再意見6-(3)-1	考え方6-(3)-1	

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>MVNOへの情報提供に際しては、情報漏洩により公正競争が阻害されることがないように秘密保持契約の締結などにより担保することが必要ですが、特に同一法人であるMNOによるMVNOとしての他のMNOネットワークの利用については、秘密保持契約だけでは担保しきれないため、情報の目的外利用の禁止について、ルールの明確化が必要と考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	—	<p>情報の目的外利用の禁止については、「モバイル研究会」において検討が実施されており、引き続き、同研究会において適切に検討されるものと考えます。</p>	無
意見6-(3)-2	再意見6-(3)-2	考え方6-(3)-2	
<p>原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についてMVNOへ情報提供されることは、MNOとMVNOで同等の予見性を確保することに資すると考えますので賛同いたします。今後、総務省殿においてはMNOにおける情報提供の状況を確認いただき、公正競争環境確保等の観点で課題がないか注視いただくことを要望いたします。</p> <p>【株式会社オプテージ】</p>	—	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>予測と実績の乖離の理由についての情報提供について総務省において注視すべきとの御指摘については、御指摘のとおり、総務省において、情報提供の状況について注視していくことが適当と考えます。</p>	無
意見6-(3)-3	再意見6-(3)-3	考え方6-(3)-3	
<p>ガイドライン改定案に賛同します。</p> <p>総務省においては、二種指定事業者におけるMVNOへの情報提供への取組が円滑に行われているかを継続的に注視していただくよう要望します。</p> <p>【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	—	<p>上記「考え方6-(3)-2」と同様です。</p>	無

(4)「コ」将来原価方式を用いた算定 脚注45(予測値の算定方法の検証関係)

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見6-(4)-1	再意見6-(4)-1	考え方6-(4)-1	
<p>ガイドライン改定案に賛同します。</p> <p>予測値の算定方法については、総務省において、審議</p>	—	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>会への報告等を通じ、その適正性の検証を継続的に行うことが適当と考えます。</p> <p>仮に検証において適正性に疑義がある場合は、更なる制度整備の検討を進めていただくようお願いいたします。</p> <p>【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>			
意見6-(4)-2	再意見6-(4)-2	考え方6-(4)-2	
<p>ガイドライン改正案の通り、算定方法の適正性を検証することに賛同いたします。なお、一種指定制度における予測値の算定方法については、これまで「審議会での検証」や「算定根拠の公表による意見募集」等が何年もかけ繰り返し行われ、その適正性が向上してきた実績があることから、二種指定制度においても一種指定制度を参考に検証が行われる等により、算定方法の適正性が向上していくことを期待いたします。</p> <p>【株式会社オプテージ】</p>	<p>モバイル市場は、代替性の無いボトルネック設備を保有するNTT東・西が支配的地位を占める固定市場とは異なり、複数のMNOによる設備競争やサービス競争が機能しています。その市場環境を踏まえ、固定市場においては第一種指定電気通信設備制度に基づく接続約款の認可制（事業法第33条2項）、モバイル市場においては第二種指定電気通信設備に基づく接続約款の届出制（事業法第34条2項）とそれぞれ制度やルールに差分が設けられています。</p> <p>このため、複数のMNOが設備競争を行っているモバイル市場においては、各MNOの算定根拠を仮に間接的であっても公表するのであれば、MNO間の公正な設備競争を歪める懸念があるため、算定方法の検証を行う場合には、二種指定事業者の算定根拠等の情報の取り扱いには慎重にご対応頂きたいと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>予測値の算定方法については、接続料研究会第三次報告書における指摘を踏まえて、今後、審議会への報告等を通じて、継続的に検証を行い、適正性を高めるための所要の取組を行っていくことが適当と考えます。</p> <p>また、二種指定事業者の算定根拠等の情報の取り扱いについては、総務省において、引き続き適切に取り扱っていくことが適当と考えます。</p>	無
意見6-(4)-3	再意見6-(4)-3	考え方6-(4)-3	
<p>先述のとおり、熾烈な環境下にあるモバイル市場においては、将来の費用や需要を複数年にわたって正確に予測することは極めて困難であることに十分留意し、将来原価方式を用いた算定の方法については、事業者の過度な負担とならない簡易な予測方法とすることが適当と考えます。</p> <p>また、予測と実績の乖離は生じ得るものと考えられ</p>	<p>株式会社NTTドコモ殿及びKDDI殿の意見に賛同します。</p> <p>接続料の算定に関する研究会 第三次報告書の意見でも申し述べたとおり、複数事業者間でのサービス競争や新技術の導入、通信料金と端末料金の完全分離や違約金の上限導入等、環境変化の大きいモバイル事業においては、複数年の予測が困難であり、却ってMVNO</p>	<p>予測値の算定方法について過度な負担にならないものとすべきとの御指摘については、接続料研究会第三次報告書を踏まえ、まずは、具体的な算定方法について二種指定事業者の判断に委ねることとすることとしております。</p> <p>また、検証を受けた拙速な算定方法の見直しは避けるべきとの御指摘については、同報告書において指摘</p>	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>ることから、総務省において算定方法の検証を行う場合には、乖離が生じたことのみを以て直ちに問題であるとの判断をされることのないよう、十分に留意いただくことが必要であると考えます。</p> <p>二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることが重要との点についても、事業者によってネットワークにおける戦略等が異なることが十分に考えられることから、事業者間での単純比較等による検証の結果による見直しを拙速に求めることのないよう、慎重な検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>の予見性を損なう懸念が存在します。予測と実績の乖離状況の検証に際しては、当該乖離がモバイル事業の環境変化等(制度変更等に依るものを含む)により止む無く生じることも十分に想定され、単年度で乖離が生じることをもって直ちに問題とされるべきでないことから、将来予測の在り方を改めて議論する場合においては、乖離の要因分析(単年度のみならず複数年度)というプロセスを十分に経たうで行うこととし、単年度で乖離が生じたこと等をもって、拙速に見直し議論を進めることは避けるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning 株式会社】</p> <p>左記、NTTドコモ殿の意見とおおり、予測と実績の乖離の発生、二種指定事業者間での算定方法の単純比較などをもって、拙速に見直しを求めることがないよう、十分ご留意いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>されているとおり、予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいと、MVNOの経営に大きな影響を与えることになることから、過去の実績や算定時点で判明している将来の見込みを反映し、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるような算定が行われることが求められると考えられます。こうした点を踏まえ、今後、総務省による審議会への報告等を通じて、予測値の算定方法について継続的に検証を行い、適正性を高めるための所要の取組を行っていくことが適当と考えます。</p>	
意見6-(4)-4	再意見6-(4)-4	考え方6-(4)-4	
<p>第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下、「二種指定事業者」という。)が届出する算定根拠については、将来の経営方針を表す非常に秘匿性の高い情報となるため、算定結果の検証や報告での活用に当たっては、原則、総務省殿限りとして頂くことが前提であり、有識者等へ開示する場合には開示レベルを工夫する等を行ったうえ、二種指定事業者に事前に了解を取って頂く等、情報の取り扱いには慎重にご対応頂きたいと考えます。</p> <p>接続料の算定に関する研究会 第三次報告書の意見でも申し述べたとおり、複数事業者間でのサービス競争や新技術の導入、通信料金と端末料金の完全分離や違約金の上限導入等、環境変化の大きいモバイル事業</p>	<p>左記、ソフトバンク殿の意見のとおり、二種指定事業者の算定根拠等の情報の取り扱いは慎重にご対応いただくべきものであること、及び、単年度の予測と実績の乖離の発生をもって拙速に見直しを求めることは避けるべきであることについて十分ご留意いただきたいと考えます。</p> <p>加えて、二種指定事業者間での算定方法の単純比較などをもって拙速に見直しを求めることがないよう、十分ご留意いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>二種指定事業者の算定根拠等の情報の取扱いについては、総務省において、引き続き適切に取り扱っていくことが適当と考えます。</p> <p>検証を受けた拙速な算定方法の見直しは避けるべきとの御指摘については、接続料研究会第三次報告書において指摘されているとおり、予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいと、MVNOの経営に大きな影響を与えることになることから、過去の実績や算定時点で判明している将来の見込みを反映し、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるような算定が行われることが求められると考えられます。こうした点を踏まえ、今後、総務省による審議会への報告等を通じて、予測値の算定方法について継続的に検証を</p>	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>においては、複数年度の予測が困難であり、却ってMVNOの予見性を損なう懸念が存在します。予測と実績の乖離状況の検証に際しては、当該乖離がモバイル事業の環境変化等（制度変更等に依るものを含む）により止む無く生じることも十分に想定され、単年度で乖離が生じることをもって直ちに問題とされるべきでないことから、将来予測の在り方を改めて議論する場合には、乖離の要因分析（単年度のみならず複数年度）というプロセスを十分に経たうえで行うこととし、単年で乖離が生じたこと等をもって、拙速に算定方法の見直し議論を進めることは避けるべきと考えます。</p> <p>加えて、算定期間や頻度、対象機能等について、過剰な規制コストを生じ得るルールであるにも係らず、MNOの運用実態等を踏まえた各種提案や要望、MNOの負担増が殆ど考慮されずに見直すこととなりましたが、MNOにおける運用面の課題を継続的に注視いただき、随時見直しの必要性を検討して頂くよう強く要望します。</p> <p>【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】</p>		<p>行い、適正性を高めるための所要の取組を行っていくことが適当と考えます。</p> <p>算定期間等について過剰な規制コストを生じ得るとの御指摘については、二種指定事業者において一定の作業負担が生じるとしても、MVNOにおける予見性を確保し、公正競争を促進する観点から必要なものであると考えます。</p>	
意見6－（4）－5	再意見6－（4）－5	考え方6－（4）－5	
<p>現在の各二種指定事業者の接続料算定は、会計監査等により各事業者がそれぞれ適正性を担保したものであり、事業者によって事情が異なることも考えられることから、他事業者との単純比較等による検証の結果により見直しを求められることは適切ではないと考えます。</p> <p>また、単年度分の予測と実績の乖離の状況、検証結果のみをもって、算定方法の見直しを求められることも不適切であると考えます。</p> <p>予測と実績の乖離の調整の在り方については、4Gから5Gへの大きな市場変化の中で複数の事業者で競争</p>	<p><1点目及び2点目の御意見について></p> <p>株式会社NTTドコモ殿及びKDDI殿の意見に賛同します。</p> <p>接続料の算定に関する研究会 第三次報告書の意見でも申し述べたとおり、複数事業者間でのサービス競争や新技術の導入、通信料金と端末料金の完全分離や違約金の上限導入等、環境変化の大きいモバイル事業においては、複数年度の予測が困難であり、却ってMVNOの予見性を損なう懸念が存在します。予測と実績の乖離状況の検証に際しては、当該乖離がモバイル事業の環境変化等（制度変更等に依るものを含む）により止む</p>	<p>検証を受けた拙速な算定方法の見直しは避けるべきとの御指摘については、接続料研究会第三次報告書において指摘されているとおり、予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいと、MVNOの経営に大きな影響を与えることになることから、過去の実績や算定時点で判明している将来の見込みを反映し、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるような算定が行われることが求められると考えられます。こうした点を踏まえ、今後、総務省による審議会への報告等を通じて、予測値の算定方法について継続的に検証を行い、適正性を高めるための所要の取組を行っていく</p>	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>しているモバイルにおいては、安定的なNTT東西の接続料に比して予測が極めて困難になると考えており、この想定を踏まえれば、精算制度であれ、乖離額調整制度であれ、予測と実績の乖離の調整は必須であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>無く生じることも十分に想定され、単年度で乖離が生じることをもって直ちに問題とされるべきでないことから、将来予測の在り方を改めて議論する場合には、乖離の要因分析（単年度のみならず複数年度）というプロセスを十分に経たうで行うこととし、単年度で乖離が生じたこと等をもって、拙速に算定方法の見直し議論を進めることは避けるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】</p> <p><3点目の御意見について> KDDI殿の意見に賛同します。 MVNOの予見性を高めるために予測値を提示することが目的であり、それにより発生する差額についてMNOがリスクを負う理由は一切無いことから、差額の調整は必須と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】</p>	<p>ことが適当と考えます。</p> <p>予測と実績の乖離の調整が必須という御意見については、最終的に、実績値により算定された接続料により精算することとしています。</p>	